

社団法人全国経理教育協会
常勤役員又は有給役員の役員在任年齢規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人全国経理教育協会（以下「全経協会」という。）の役員の在任年齢に関する事項を定めることを目的とする。

(適用対象)

第2条 この規程は、全経協会のすべての常勤役員又は有給役員に対して適用する。

(在任年齢)

第3条 常勤役員又は有給役員の在任は、65才に達するまでとする。ただし、理事長、副理事長その他これらに相当する職にある者で特別の事由がある場合は、70才に達するまでとする。

附 則

この規程は、全経協会の理事会の議決があった日（平成17年9月3日）から施行する。

備考

制 定 平成17年 9月 3日

施 行 平成17年 9月 3日

役員の報酬及び退職金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、役員の報酬及び退職金に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員は無給とする。

二 外部監事の職務執行については、次の執務費を支給する。

定款施行規則第6条の監査1回につき 30,000円

(退職金)

第3条 役員は支給しない。

(規程の改正)

第4条 この規程の改正は、定款施行規則第11条に定めるところによる。

備考

制定施行 平成15年 2月12日